

重点事項推進WG・横断的制度分野担当SW

「一定期間経過後の規制の見直し基準」調査票

| | |
|---|--|
| 1. 法令等の名称・番号 | 浄化槽法(昭和58年法律第43号) |
| 2. 所管府省庁 | 国土交通省総合政策局建設業課、国土交通省省住宅局建築指導課及び環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室 |
| 3. 根拠法令 | |
| 4. 定期的見直し条項の有無、その内容 | 定期的見直し条項...有 見直し年限...5年 (平成18年2月1日に施行された一部改正法における見直し期限) |
| 定期的見直し条項がある場合 当該期間を設定した理由 | 議員立法であるため不明であるが、新法の施行の状況を見極めるには5年程を要すると考えられたからではないか。 |
| 定期的見直し条項がない場合 定期的見直しを行うことについての評価 | |
| 5. 過去の見直しの経緯 | 平成18年2月1日 定期的見直し条項を含む一部改正法の施行 |
| 見直しを行っている場合 見直しの理由、考え方 見直しの範囲とその内容 | |
| 見直しを行っていない場合 見直しを行っていない理由、規制を長期間維持することについての考え方 | 定期的見直し条項を含む改正法が本年2月1日に施行されたばかりであるため、現時点では見直しを行っていない。 |